

2022年度 一般社団法人北海道認知症グループホーム協会
認知症介護実践研修（実践者研修） 及び 認知症対応型サービス事業管理者研修
実施要綱兼受講者募集要項

主催：一般社団法人北海道認知症グループホーム協会 共催：北海道デイサービスセンター協議会

1 目的

一般社団法人北海道認知症グループホーム協会（以下 当会）では、北海道・札幌市より認知症介護実践者等養成事業実施機関の指定を受け、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的として、下記の研修事業を実施する。

2 研修対象者

【認知症介護実践研修(実践者研修)】 ※ 以下 実践者研修

- (1) 介護保険施設（介護保険法（平成9年(1997年)法律第123号。以下「法」という）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう）等（以下「介護保険施設・事業者等」という）が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という）に従事する介護職員等であって、原則として身体介護に関する基本的知識を習得している者であり、概ね実務経験2年程度の者。
- (2) 居宅介護支援事業所等で居宅サービス計画等の作成に従事する介護支援専門員であって、認知症の利用者に係る計画等作成の経験を概ね2年程度有する者。

【認知症対応型サービス事業管理者研修】 ※ 以下 管理者研修

次の（１）、（２）の条件をいずれも満たしている者

- (1) 以下の事業所（今後開設が予定されている事業所を含む）の管理者又は管理者になることが予定されている者

- ・単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年(2006年)厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第42条第1項に規定するものをいう。）
- ・共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定するものをいう。）
- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第63条第1項に規定するものをいう。）
- ・指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第90条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）
- ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第171条第1項に規定するものをいう。）
- ・単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年(2006年)厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第5条第1項に規定するものをいう。）
- ・共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定するものをいう。）
- ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第44条第1項に規定するものをいう。）
- ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第70条第1項に規定するものをいう。）

(2) 本研修の受講時点で以下のいずれかの研修を修了している者

- ・痴呆（認知症）介護実務者研修（基礎課程）（平成12年度(2000年度)～16年度(2004年度)実施)
- ・認知症介護実践研修（実践者研修）（平成17年度(2005年度)～実施)
- ・北海道痴呆性老人処遇技術研修（昭和60年度(1985年度)～平成11年度(1999年度)実施)
- ・北海道痴呆性老人グループホーム職員処遇研修（平成10(1998年度)、11年度(1999年度)実施)
- ・北海道痴呆性老人グループホーム管理者研修A（平成12年(2000年度)度実施)
- ・北海道認知症（痴呆）介護実務者研修（平成13年度(2001年度)～平成17年度(2005年度)実施)

※上記研修を未受講の方は、実践者研修も同時にお申込ください。

※上記研修を受講済みの方は、お申し込み時に必ず修了証書のコピーを添付してください。

3 実施内容

【実践者研修】

研修対象者に対して、別紙「カリキュラム」等に基づき、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。

【管理者研修】

認知症対応型サービス事業の管理者となる者に対して、別紙「カリキュラム」等に基づき、事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

4 定員数

各会場 実践者 60名 管理者 40名

※当会及び北海道デイサービスセンター協議会（以下 デイ協）会員を優先、非会員の方は原則先着順

5 研修日程（道内3会場にて実施）

実践者研修 ※【他施設実習】1日間はコロナ禍の状況を考慮し今年度は中止

第1回 旭川会場 【講義・演習】講義5日間 5月9日(月)～13日(金)
【自施設実習】4週間（5月16日(月)～6月12日(日)）
【自施設実習及び他施設実習評価】6月21日(火)

第2回 苫小牧会場 【講義・演習】講義5日間 6月13日(月)～17日(金)
【自施設実習】4週間（6月20日(月)～7月17日(日)）
【自施設実習及び他施設実習評価】7月26日(火)

第3回 札幌会場 【講義・演習】講義5日間 7月11日(月)～15日(金)
【自施設実習】4週間（7月19日(火)～8月15日(月)）
【自施設実習及び他施設実習評価】8月24日(水)

※実習内容等の詳細については、講義内で説明いたします。

管理者研修

第1回 旭川会場 【講義・演習】6月21日(火)～22日(水)

第2回 苫小牧会場 【講義・演習】7月26日(火)～27日(水)

第3回 札幌会場 【講義・演習】8月24日(水)～25日(木)

※同日に開催される実践者研修の「自施設実習及び他施設実習評価」終了後に管理者研修開講。

6 研修場所

① 講義・演習・自施設実習及び他施設実習評価

第1回 旭川会場 旭川市ときわ市民ホール 多目的ホール1・2 (旭川市5条通4丁目)

第2回 苫小牧会場 社会福祉法人緑星の里 総合サポートセンター 2F 研修室

(苫小牧市双葉町3-22-8)

第3回 札幌会場 7月 かでる2・7 1060会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目)

8月 札幌千代田ビル 11階 会議室 (札幌市北区北7条西5丁目5番3号)

② 実習

【他施設実習】 コロナ禍の状況を考慮し今年度は中止いたします。

【自施設実習】 各受講者が所属している職場。

自施設実習の内容は、アセスメントとケアの実践になります。

新規開設予定の事業所で、実習をする事業所が無い場合は、各自で実習を受け入れていた
だけの事業所(協力事業所)をお探しいただいた上で受講申込をしてください。

7 受講料

【認知症介護実践研修(実践者研修)】 会員20,000円 非会員30,000円

【認知症対応型サービス事業管理者研修】 会員10,000円 非会員20,000円

【実践者研修 及び 管理者研修をつづけて】 会員25,000円 非会員50,000円

※会員での受講料となるのは、当会会員様及びデイ協会員様の事業所所属の場合に限ります。(例:会員様であるGHの法人が運営の小規模多機能事業所(非会員)からのお申込は非会員料金。)

※賛助会員様(事業所会員)で会員受講料となるのは、入会申込願の「担当者名」欄に記された方のみです。

※資料は各自印刷の上ご持参いただく形となります。資料をご持参いただけない場合は、実践者3,000円、管理者3,000円を別途いただきますので、印刷し忘れのないよう、事業所・施設様においてもご注意くださいよう願います。資料は受講者専用ホームページに期間限定で掲載予定です。

○受講料のお支払いについて

受講決定通知にお振り込みのご案内を同封いたしますので、期日までに必ず指定口座にお振り込みください。当日研修会場での現金によるお取り扱いはできません。

※受講の有無にかかわらず、既納の受講料は原則還付いたしませんので、ご了承ください。

8 申込方法（郵送のみ）

募集要項全てをご確認いただき、特に「9 注意事項」にご留意の上、次に記載する書類を所属事業所・施設の代表者を通じて、申込期間内に北海道認知症グループホーム協会事務局へ郵送にてご提出下さい。
なお、書類の不備・不足、FAX等での申込は無効とさせていただきます。

《共通提出書類》

- (1) 受講依頼書（様式1）
- (2) 受講申込書（様式2）

<実践者研修>

- (1) (2) 上記の共通提出書類（様式1・2）
- (3) 研修における自己課題の設定（様式3）※受講者選定の際の参考とします。
- (4) 実務経験証明書（様式4）

※現事業所分で実務経験2年に満たない場合は、前事業所分も取得し併せてお送りください。

<管理者研修>

- (1) (2) 上記の共通提出書類（様式1・2）
- (3) 実践者研修等の修了証書の写し

※管理者研修対象者の表「(2)本研修の受講時点で以下のいずれかの研修を修了している者」にて対象研修をご確認ください。

※新規開設予定の事業所は、開設申請内容等を審査することがあります。

○申込期間

第1回 旭川会場 4月8日（金） 必着

第2回 苫小牧会場 4月25日（月）～5月13日（金） 必着

第3回 札幌会場 5月23日（月）～6月10日（金） 必着

※電話での申込予約は受付していません。

※管理者研修のみ受講ご希望の場合、申込期間後も受付可能な場合がございますので、お問い合わせください。

※申込期間終了後2～3週間程度で受講の可否を書面（「受講決定通知書」等）で郵送いたします。

○申込先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 4階
一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会 宛

○受講のながれ

- ① **受講申込** 「申込期間」を参照し、提出書類に記入・押印の上、期間内に郵送してください。
- ② **受講決定** 受講要件等の審査をし、申込締切後2～3週間程度で所属先又は別途連絡先へ決定通知が送付されますので、受講料を指定の期日までにお振込ください。
研修資料印刷についてのご案内も同封予定です。研修日までに資料を印刷してください。
※審査の結果、受講いただけない場合は、ご連絡の上書類等はこちらにて破棄させていただきます。受講キャンセルの場合も書類等は破棄させていただきます。
- ③ **研 修** 決定通知等持参し、受講。その後自施設実習を行う。（他施設実習は今年度中止）
- ④ **修了証書** 実践者研修については【自施設実習及び他施設実習評価】修了後に当会会長名の修了証書を、管理者研修については北海道知事名の修了証書の交付を受けられます。管理者研修修了証書は修了後約1か月程度（発行元の道庁の状況により前後します）で事業所又は別途連絡先へ郵送いたします。

9 注意事項

- ・本研修カリキュラム（実習・自施設実習及び他施設実習評価 含め）のうち1つでも出席できない場合は受講できません。
- ・遅刻、早退、中抜け、欠席等があった場合は、いかなる理由がありましても修了証書は発行いたしません。
- ・申込書類に不実や虚偽等の記載が認められた場合には、受講決定の取り消し又は修了証書を交付できない場合があります。また、修了証書発行後に虚偽等が認められた場合は修了を取り消すことがあります。
- ・受講に対する姿勢が著しく優れない方へは、修了証書が発行できない可能性があります（例：ずっと寝ている、携帯を操作している、私語が多い、研修に無関係のことをしている 等）。
- ・決定した受講者の変更は認められません。
- ・研修開始前・開始後にかかわらず、研修日程・会場等の変更や、中止となる可能性がございます。当協会のホームページ (<http://www.h-gh.net>) にてご案内いたしますので、随時ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・交通手段、宿泊、昼食、飲み物については、各自でご準備ください。
- ・資料は各自印刷の上ご持参いただく形となります。資料をご持参いただけない場合は、実践者 3,000 円、管理者 3,000 円を別途いただきますので、印刷し忘れのないよう、事業所・施設様においてもご注意いただきますようお願いいたします。資料は受講者専用ホームページに期間限定で掲載予定です。

10 その他（実践者研修受講の際のお願い）

- ・自施設・事業所の理念を説明できるように準備をしてきてください（研修1日目「認知症ケアの基本的視点と理念」の講義内にて使用予定）。
- ・自施設における実習期間は4週間です。講義5日目「自施設及び他施設実習における実習の課題設定」において、各自実習課題を設定します。
事前準備として、ご自身が（又はチームとして）アセスメント・実践計画を検討したい（困っている事例）認知症の人の対象者を1事例用意し、持参いただきます。書式は受講決定通知に同封いたします。

11 聴講について

実践者研修、管理者研修を修了されている方で、復習の為に個別の科目を受講希望の方は【聴講】の形で受講いただくことができます。お申込方法や金額等、詳細については当会事務局までお問い合わせください。（受付期間終了後、定員に達していない場合のみの受付となります。）

12 お問い合わせ先

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会 事務局（担当 瀬戸・小縣（おがた））

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 4階

TEL 011-208-3320 FAX 011-204-7312

URL <http://www.h-gh.net/>